

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第6回）議事要旨

1. 日 時：令和元年12月6日（金）10:00～11:40

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

3. 出席者：

（構成員（敬称略））

相原佳子、奥山真紀子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、久保田圭祐、古賀正義、新保幸男、藤川大祐、門馬優、山縣文治、山本和代

（ヒアリング対応府省）

子供・若者の成長のための社会環境の整備

保護者等への積極的な支援、「チームとしての学校」と地域との連携・協働及び地域全体で子供を育む環境づくり

水田 功 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

島谷千春 文部科学省初等中等教育局財務課校務改善専門官

田村 悟 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

宮本博文 農林水産省農村振興局都市農村交流課 課長補佐

齋藤 哲 林野庁経営企画課国有林野総合利用推進室長

三木清香 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室長

高橋紀夫 国土交通省総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室長

子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

近藤亮太 警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官

粟井明彦 文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長

高橋紀夫 国土交通省総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室長

（事務局）

福田正信大臣官房審議官、田村寿浩参事官（青少年企画・青少年支援担当）、谷口哲也調査官（青少年企画・青少年支援担当）

4. 概 要

古賀座長

それでは、皆さん、御参集いただけているようなので、ただいまから「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」、第6回になりますが、会議を始めたいと思います。

大変お忙しい時期に御参集いただきまして、構成員の皆様におかれましては、ありが

とうございます。今日も充実した議論をお願いしたいと思っております。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

本日は、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」について議論を行ってまいります。社会環境の整備について、議事を2つに分けて進行いたします。議事の1つ目は、「保護者等への積極的な支援、「チームとしての学校」と地域との連携・協働及び地域全体で子供を育む環境づくり」についてとなります。議事の2つ目は、「子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり」について、大綱に掲げている施策の点検・評価を行ってまいります。

関係府省よりヒアリングを行った後に、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、構成員間で忌憚のない議論を行いたいと思っております。

いつもお話しするところですが、関係府省からヒアリングを行った上で、できるだけ構成員相互の意見交換を多くしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事1から審議を行いたいと思います。議事1の点検・評価項目や進行等について、事務局より御説明をお願いいたします。

子供・若者の成長のための社会環境の整備

保護者等への積極的な支援、「チームとしての学校」と地域との連携・協働及び地域全体で子供を育む環境づくり

上記について、大綱の記載を事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

保護者等への積極的な支援、「チームとしての学校」と地域との連携・協働及び地域全体で子供を育む環境づくり(資料2)

文部科学省

資料2の1ページから、資料の添付は大部になりますが、ポイントをかいつまんで御説明させていただければと思います。

1ページのところの主な取組でございます。

まず、「保護者等への積極的な支援」は、言い換えれば家庭教育支援ということかと思えますけれども、これは身近な地域において家庭を支援していこうということで、家庭教育支援チームというものをつくっていただくことを推進しております。そこで相談対応や保護者への学習機会の提供、さらには訪問型の家庭教育支援を推進しているところでございます。

次に、「「チームとしての学校」と地域との連携・協働」ということとさせていただきます。

最初の2つの につきましては、恐縮でございますが、その後の5ページ目のポンチ絵を御覧いただければと思います。学校運営協議会制度を置いている学校を「コミュニティ・スクール」と言っておりますが、この設置を推進しているところでございます。この学校運営協議会でございますけれども、学校に置かれる一つの組織でございます、保護者の代表、地域の代表などが入っているものでございます。下にありますように、主な役割としまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとか、学校運営についても教育委員会や校長に意見を述べるとか、あるいは教員の任用等に関しても意見を述べるといった機能を持っているところでございます。こういった中に地域の方や保護者の方などが入って学校の運営そのものについていろいろ意見を交わすといったことについて、平成29年の法律改正で努力義務化をしているところでございまして、設置を進めているということとさせていただきます。

次の6ページを御覧いただければと思います。こちらは、今度は地域学校協働活動ということで、これも、今、申し上げました平成29年の法律改正で社会教育法に根拠を置いているものでございますけれども、イメージでございますが、御覧のとおり、様々な地域における活動やボランティア活動などが行われておりますけれども、これを地域学校協働活動として一くりにしまして、組織化といいますか、窓口なども一本化しまして、学校と家庭と地域が連携した活動、放課後とか、学校の中での教育活動に対してのボランティアとか、あるいは土日のそういった活動について、組織的に取り組んでいこうという取組を推進しているところでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、そういった形で地域学校協働活動の法整備を推進、コミュニティ・スクールにつきましても法整備して推進ということで補助事業を行いまして、コミュニティ・スクールにつきましては、推進員やコンサルタントの派遣という形で各自自治体にも様々な助言などを行っているところでございます。

次の でございますが、「チームとしての学校」ということで、学校で教師だけが背負い込むのではなくて、多様な人材、事務職員とか、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーといった方々が、校長のリーダーシップの下で一体となって子供の教育に取り組んでいこうということで「学校教育活動の充実」、さらには「働き方改革」にも資するということで推進しているところでございます。

その次に、「地域全体で子供を育む環境づくり」ということで、厚生労働省と共同で策定しました「新・放課後子ども総合プラン」に基づきまして、令和5年度末までに、全小学校区、2万箇所でございますが、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施ということで、つまり、そのうち1万箇所以上を何とか一体型で実施できるようにということで推進しているところでございます。さらには、中学生、高校生等に対しても、原則無料の学習支援を推進しているということとさせていただきます。下の2つの につきましては、これは様々な分野が書いてございますけれども、多様な活動、

機会ということで、体験活動についてそれぞれ推進している状況でございます。

厚生労働省

資料の19ページを御覧いただければと思います。

放課後児童クラブ、いわゆる共働き家庭などの留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に、学校の余裕教室、児童館、公民館などで子供たちに適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るという役割がございますけれども、これが(1)大綱策定から現在までの主な取組のところでございます。いわゆる「小1の壁」、保育園のときは入れたのですけれども、小学校になったら入るところがない、放課後児童クラブがないとか、時間が早く閉まって仕事を変えなければいけないとか、そういった課題、「小1の壁」というものがございますが、そういったものを打破するために、平成26年に「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。この内容につきましては、5箇年の計画ということで、令和元年度までに約30万人分の受け皿を整備することになっております。結果的に、おととしの12月の閣議決定におきまして、目標年度が1年前倒しとなって4年間で目標を達成するという形に変わっております。

(2)のところ、この目標値ですけれども、平成30年度までの4年間になりました。その30万人の受け皿はどうかということですが、下に書いてございますように、累計として29.8万人ということで、約30万人分の利用の目標は達成している状況でございます。

今後の課題でございますけれども、30万人の受け皿の確保はできたわけなのですけれども、依然として待機児童がいるというところでございます。

資料の22ページを御覧いただきたいと思っております。待機児童もいるということも踏まえまして、またさらに受け皿の整備をしていかなければいけないということで、昨年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定しております。これは先ほど文部科学省から説明がありましたけれども、文部科学省との共同でプランを策定してございます。このプランの内容につきましては、左側のところに書いてありますけれども、4年間で約30万人分の目標の整備は達成した。ところが、まだ待機児童は約1万7000人いるということで、また新しいプランで5年間のプランということでございます。前半の3年では25万人増を図って、待機児童の解消を目指す。その後も、女性の就業率等が伸びていくという想定の下に、女性の就業率が80%程度まで達しても対応可能なようにということで、さらに5万人、トータルで30万人分の受け皿整備を図るという内容になってございます。

1枚前のページをめくっていただきまして、これがプランの現状でございますけれども、ここの2段落目に「目標等」とございます。30万人の受け皿の整備、それから、全ての小学校区で、文部科学省と協力の下、放課後児童クラブ、放課後子供教室を一体的または連携して実施する、小学校内で一体型という形で1万箇所以上を実施することを目指すというものが主な目標値になっているところでございます。

こういったことを踏まえまして、また受け皿の整備や質の向上にも努めていきたいというものでございます。

農林水産省

項目が2つありまして、担当が代わります。まず、1つ目の「子供の農山漁村での宿泊・体験」の項目を一通り御説明後、次の項目という形でお願いしたいと思います。

1つ目の宿泊・体験の関係でございますが、子供が農山漁村を訪問して農林漁業体験とか自然体験活動等を行うプロジェクトを平成20年度から関係省庁と連携しながら推進してきておりまして、農林水産省としましては、その受入れ側の農山漁村の必要な体制の整備等を支援してきているところでございます。

自己評価の部分でございますが、これまで農林水産省が支援してきた地域の中で、平成31年3月現在では、全国で228地域の農山漁村で子供の受入れを行っているところでございます。

次の24ページ目でございますが、課題と今後の方向性という部分につきましては、農山漁村地域におきましては、子供に提供する体験プログラムとか宿泊・体験等を実施する人材といったものが不足しているような課題等もございますので、引き続きこういった受入れ体制の整備を推進して、農山漁村で子供を育む環境づくりの充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「子供・若者の環境学習・自然体験」について御説明します。

私ども林野庁は、環境学習や自然体験を総称して「森林環境教育」とし、主に3つのことに取り組んでいます。

「聞き書き甲子園」は27ページにも資料がございますが、平成14年度から始めている取組で、高校生を対象に、様々な地域で暮らしております森や川や海といった名人、例えば、炭焼きの方とか、漁師の方とか、海女の方とかを訪ねて1対1で聞き取り、それを取りまとめ、発信していくという活動です。人々の営みや地域の伝統、文化などについて丁寧に聞き、取りまとめることを通じて、自然と共存する知恵や技を記録に残すとともに、自分の人生や社会の在り方といったものを考える機会にもなると考えられます。

「学校の森・子供サミット」は、平成19年度から始めており、子供たちの生きる力を育む森林環境教育を全国に広げていこうという活動で、今年度は長野県伊那市で行いました。会場となった小学校は学校林を有しており、そのフィールドを活用して1年生から6年生までが学年ごとに課題を設定して自主的に活動している様子や全国の小学校の先生が集まり取組事例が発表されました。その中で「授業ではおとなしい子供が森では違った」「生きる力やたくましさは教室の中だけでは分からない」といった意見がでていました。

「緑の少年団」活動は歴史がありまして、昭和35年から続いています。毎年4月ごろ緑のスカーフを首に巻き、緑の帽子をかぶっている子供たちが街頭で呼びかけている緑

の募金が奉仕活動の一つの事例であり、これ以外にも、学習活動もしくはレクリエーション活動といった集団行動を通じて団結と協調の精神を培っています。

また、国として所有・管理している国有林を森林環境教育の場として提供しております。例えば「遊々の森」は、学校と森林管理署が協定を結んで森林教室や体験活動の場として提供するものです。また、「レクリエーションの森」は、優れた自然景観を有しており、森林浴や野外スポーツなどに適した国有林ですが、中でも地域の特色ある自然を有していたり、自然科学的興味を助長させる国有林を「自然観察教育林」に設定しています。例えば、青森県と秋田県にまたがっています白神山地では、世界自然遺産の緩衝地域にある原生的なブナ林などを観察していただいています。

「森林環境教育」に関する課題につきましては、近年、授業は元より事務仕事や課外活動で教師の皆さんが大変忙しいので、森林環境教育に取り組みたくてもなかなか手が回らない。このため、結果として、既にノウハウがある学校でしか取り組めない、いわゆる参加校の固定化といった課題があるとの意見が寄せられております。こういったことを踏まえて、今後は、小学校などの教師を対象にノウハウを提供したり、地域のNPOやボランティア団体が教師と連携して森林環境教育を行うなど、教師への支援も重視して取り組んでいきたいと考えています。

また、国有林野におきましても、同じような視点で、森林環境教育プログラムの提供や職員による技術支援などを行っていきたいと考えています。

環境省

環境省も、こちらの「子供・若者の成長のための社会環境の整備」の「地域との連携・協働及び地域全体で子供を育む環境づくり」に取り組みさせていただいております。

まず、(1)大綱策定からの取組でございます。

環境教育等促進法に基づいた基本方針に沿って現在進めておるところですけれども、この基本方針を平成30年6月に新しいものを閣議決定していただきました。ここにおきまして、主体的な参加意欲を育むための体験活動の促進を掲げております。この基本方針に従いまして、多様な体験の機会を拡充するための取組を実施しておりますし、また、文部科学省と連携して、ESD活動支援センターを活用して、ESDに関する情報発信、地域でのネットワーク構築を図っております。ESDと申しますのは、繰り返しになる方が多いかと思いますが、持続可能な開発のための教育として、環境、人権、開発等の現代社会の課題の解決に身近なところから取り組むといった人づくりを目指すものです。日本が国連に提唱し、ユネスコで取り上げていただき、今、世界的なユネスコの枠組みで展開されているものを日本としても積極的に推進して取り組んでおります。

2段落目です。国立公園における山、里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムを実施してございます。国立公園を中心に、自然豊かな農山漁村における自然観察会等の自然体験教育プログラムといったものを開発するなどしまして、子供

の自然体験活動の推進体制の強化を進めております。また、国立公園の自然ふれあいのための利用設備等については、歩道、園地、休憩所など、そういったところで、安全で快適な公園利用施設の整備、既存施設の長寿命化対策を実施しておるところでございます。

続きまして、(2)取組の進捗に係る自己評価です。

まず、環境教育等促進法基本方針を踏まえまして、体験活動優良事例の収集をして公表する。これによりまして、お互いにどんなことができるのかという情報交換によって、さらに次を考える場をつくっております。また、同法に基づきます「体験の機会の場」には、平成30年度で約2万7000人の利用がございました。また、ESD活動支援センターが852件の相談対応を実施しまして、全国の津々浦々でESD活動を推進してくださる方々を支えてございます。また、環境教育の実践教育研修におきましては、学校教職員等、平成30年度に515名の参加を得てございます。

また、2段落目ですが、環境省が主催しました子供を対象とした自然ふれあい行事では、計722人に参加していただきました。また、平成28年度から令和元年度にかけて、32の国立公園において直轄事業を行いまして、自然とのふれあいを推進し、子供・若者の成長のための社会環境の整備を進めてございます。

最後に、現在の課題と今後の方向性ですけれども、引き続きこういった取組を進めてまいります。ソフトの面では、ESDの視点を踏まえた環境教育の充実を図りますとともに、ハードの面では、体験活動の場、自然公園の利用施設の場の整備を引き続き進めるとともに、これらはどちらも今は増えてきておりますので、相乗効果を引き出すように進めてまいります。

国土交通省

資料の39ページでございます。

まず、1つ目でございます。都市公園の整備について、体験・交流活動等の場になる都市公園の整備を着実に推進しており、1人当たりの都市公園等面積については、平成27年度末の1人当たり10.3平米から、平成29年度末には1人当たり10.5平米に増加しております。公園遊具の安全については、平成29年に都市公園法を改正し、遊具を含む都市公園の点検等の技術的基準に係る規定を追加しております。平成26年6月に改訂しました「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」になりますが、指針を地方公共団体等に対し継続的に周知しております。

続いて、自然体験活動等の場になる水辺の空間の整備・保全については、環境学習・自然体験活動を推進するため、河岸等へのアクセシビリティの改善、遊歩道の整備等を実施しております。「水辺の楽校プロジェクト」は、平成30年度末時点で288箇所が登録されております。

最後、バリアフリー化の推進です。安心して外出等ができる環境を整備するため、令

和2年度までの移動等円滑化基準に適合した道路、路外駐車場、公園、公共施設等、公共交通機関の旅客施設及び車両等の整備目標を定めてバリアフリー化を推進しております。また、バリアフリー教室を全国で開催するなど「心のバリアフリー」も推進しております。

取組の状況は別紙、41ページ、駅等の旅客施設のバリアフリー化の推進でございます。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設については、バリアフリー法に基づく基本方針で目標を定めてバリアフリー化を着実に進めているところです。

42ページ、鉄軌道車両等のバリアフリー化の推進でございます。鉄軌道車両の目標値は70%、ノンステップバスの目標値も70%、旅客船の目標値は50%ですが、5,000人以上のターミナルに就航する船舶については原則100%を目標にバリアフリー化を進めております。また、航空機は原則100%の目標を定め、それぞれ着実にバリアフリー化を進めております。

43ページでございます。これは建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推進でございます。それぞれの目標値は、建物については60%、道路については100%、路外駐車場が70%、都市公園については60%でございます。着実に整備を進めているところでございます。

44ページ、ホームドアの設置状況でございます。これは3大都市圏を中心に整備が進められておりますが、地方については、政令市の地下鉄を中心に整備が進められているところでございます。昨年度末までには全国で783駅に整備されております。

最後、45ページでございます。国土交通省は、地方運輸局単位でバリアフリー教室を開催してございまして、全国で参加人数は延べ16万人となっており、「心のバリアフリー」を継続的に推進しているところでございます。

2) 意見交換

古賀座長

ほかに、点検・評価シートとしては警察庁からもいただいております。

それでは、これまでの関係省庁の御説明を踏まえまして、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、意見交換を30分程度行ってまいりたいと思っております。

御意見は、説明いただいた省庁との一問一答というよりも、できるだけ構成員の中で意見交換をするような形で進めたいと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、御協力をお願いいたします。

最初に、まずどうしても御発表を聞きながら確認したいという点がございましたら御質問をお願いしたいと思います。その後に意見交換という流れにしたいと思いますので、議事1の説明に対して、御質問はいかがでしょうか。

奥山構成員

確認だけなのですけれども、文科省さんの家庭教育支援チームは、親御さんが参加されるときに有給を取らなくてもいい制度は同時に対策がなされているのかどうかを伺いたい。

厚労省さんには、これは私も不案内なのですけれども、放課後子供教室、放課後児童クラブ、特にクラブのほうだと思うのですけれども、最低基準についてちょっと教えていただきたいと思います。

環境省さんには、ESDを私も余り詳しく知らなくてすみません。SDGsは結構勉強しているのですけれども、その辺についてもう少し教えてほしいなど。ここで17はGlobal partnershipと書いてあるのですけれども、16.2も、これは外務省が中心になって、GPeVACですね。The Global Partnership to End Violence Against ChildrenというGlobal partnershipで、日本はPathfinding countryになっています。要するに、先進的に道を見つける国になっているので、そこは国としてかなり推進しなければいけないところだと思っていますので、そこについても、環境省として何をするかというのはあるかもしれないのですけれども、ESDは初めて聞いたので教えていただければと。

文部科学省

家庭教育支援チームでございますけれども、結論から言いますと、特に枠組みというか、予算上の何か措置によって、例えば、日中に働いている方が参加しやすいようにということでは設けていないのですが、地域の中で子育て支援の経験者とか教員のOBの方々が相談しながら活動計画を立てていきますので、当然、課題としては、特に働いている方とか、家庭教育学級等のイベント、行事等をやっても出て来られない方に対する支援をいかに届けていくかということが重要と考えています。その点は、当然、課題の優先順位として参加しやすいように工夫しながら、各チームでも取組を進めていただいていると考えております。

厚生労働省

放課後児童クラブの最低基準ですが、国の省令で設備運営の基準というものを示しています。それを基にして各自治体で条例を定めていただく、国の示している基準を参酌して条例で定めていくという形になっております。そのうち、人の配置について、単純に2人だけということはないのですが、まず、最低限2人を置くこととか、職員の資格については国の基準に従ってくださいという形になっております。

ただ、これにつきましては、来年4月から従うべき基準、2人配置とか、職員の基準でございますけれども、なかなか人材確保等が難しいという自治体からの要望がありまして、そこも従うべき基準ということではなくて参酌していただく基準ということで、従うべき基準はなくなるというところでございます。

環境省

ESDとSDGsは、概念はほぼ同じと見ております。ESDはSustainable Developmentに教育でEducationのEがくっついたもの、SDGsはSustainable DevelopmentにGoalsのGsがくっついたものということで、概念は一緒です。

SDGsもその前にはMDGsということで持続可能な開発という概念で進んできたところ、なぜこういうことになっているかということ、歴史的には、SDGsが出てきたのが2015年で、ESDは2010年から出ていたので、後から一緒にしていく必要が生じました。SDGsがつけられるときに、4の質の高い教育をみんなにということが出て来ていまして、その具体的なターゲット4.7においてESDが明確に位置づけられるということが起こっております。

ただ、教育は、結局、人づくり、基盤づくりですので、ターゲット4.7と1項目になりつつ、かつ、SDGsを達成するための人材づくりで全てを対象にするのだという入れ子構造のような形で取り組ませていただいております。ESDでやることは、SDGsの人材づくりと御理解いただければと思います。

古賀座長

前の2者は、どちらかということ、現在存在する達成の基準あるいは努力目標を重視していくという方向でのお話だったと思うのですが、最後、環境省のほうは今後の展望ということだったと思います。ほかに御質問はございますでしょうか。

新保構成員

農林水産省、環境省から、すてきな農山漁村の体験プログラムを御紹介いただきました。例えば、小学校の1人の教員の立場で考えてみると、クラスで30名いて、30名の中で、交通費を払える人と払えない人が出てくるだろうと思うのです。教員とすれば、すごくそのことを悩んで、参加を募集したけれども、払える人は参加してもらえなくてもそれ以外の人は参加してもらえないということが起こるとやりにくいのではないかなと思うのですが、何か交通費についての支援のプログラムというのはそれぞれ御用意いただいているのでしょうか。どうやら宿泊費については先方の農山漁村に対する直接的な支援が行われているのかなと読めるような記述があるのですが、参加する子供のほうはいかがでしょうか。

農林水産省

我々の施策として、受入れ体制の整備ということで、あくまで農林水産省で実施しているのは、受入れ側の農家民宿とか農家民泊のようなところの農家の方々が受け入れる体制のほうの支援をさせていただいているので、先ほど言われたような旅費とか宿泊費

までは支援対象にはしていないという状況でございます。

古賀座長

あくまで参加する側の意思は必要となってくるかと思えます。その壁を乗り越えるというか、参加の足かせを超えるというところまではいかないと理解してよろしいでしょうかね。

山縣座長代理

文科省の家庭教育支援チームについて少し教えていただきたいのですが、自己評価のこの説明は、今回の資料でいうと常にトップにあり、結構充実している人たちではないかと受け止めているのですが、評価のところには実質だけが出ていまして、チーム数が779ということなのですが、正直なところ、直感的に余り多くないなという感じがするのです。例えば、目標値があって、こういう数字を見たときにどうなのかとか、あるいは、この施策が他の文科省施策等と重なっているために、ほかの施策を推進しているから、現場で導入しているから、この部分は余り伸びていないのだとか、この評価としては779というのはどういうふうを受け止めておられるのでしょうか。

もし低いのであるならば、なぜそこが伸びにくい状況になっているのか、ちょっと教えていただけたらありがたいと思います。

文部科学省

先ほどこの自己評価のところを申し上げるのを忘れてしまったのですが、すみません。

779という数字をどう捉えるかということでございますが、確かに若干地域の偏りがまだあるところがございます。もちろん、チームをつくってやっていただくというところの御希望があったとしても、実際にそのチームとして活動していくというのはかなりのエネルギーが必要になってきますので、そこについて確かに補助金という形ではやっているのですが、なかなか組織化についていま一つ進んでいかないというところはございます。

さらに言いますと、一般的に講座等を年に何回かというのはあるのでしょうけれども、本当に届けていきたい保護者の方といいますか、現在の課題と今後の方向性というところにありますけれども、核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭というところで、そういったところに出て来られない方に対する活動が課題でございます。そこについて特に訪問型というところもあるわけですが、それについても結構いろいろ訪問されるほうとしても抵抗もあるということもありますので、行うほうについても、夕方、夜ということでエネルギーも必要だということがありますので、様々な課題がありますが、そこは徐々に克服していきたいと考えているところでございます。

相原構成員

私も不案内なので、非常に初歩的なことがあるかと思いますが、お許してください。

今、文科省さんに、家庭教育支援体制、その中におけるチームで779のところの評価についての御質問があったわけなのですが、背景に、この構築をするためには、子育てなどに不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難なケースに対して、チームでやっていくというお話なのかなと思っているのです。高齢者の場合などは、各地域で結構いろいろな団体がやっています。子供も、非常に問題が大きかったら要対協とかいろいろなことが取り組まれると思うのですけれども、これはそこまでいかないケースとか、そういうことに対する対応をされるのかなと、今、私は浅い知識で伺っていたのです。チーム員の構成別が書いてあるのですけれども、具体的にはどういう方がリーダーとかキーパーソンになったりするのでしょうか。平成30年度が779という登録数だということですが、内容をもう少し教えていただけますでしょうか。どういう活動とか、誰がどういうキーパーソンで、どんなことを実際にされているのか、そこを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

文部科学省

資料の3ページのところで、事業活動の全体像がございますけれども、地域においてそれぞれまとめてくださる方は違いますけれども、かなりボランティア的な形で子育て経験者でNPOみたいなものをつくっている方とか、教員のOB、PTA関係者が中心となっているところが多いという状況でございます。

先生がおっしゃるとおり、活動としては、例えば、児童虐待とか、そういった本当に深刻な専門的なものが必要なものはそこでは手に負えない部分がございますので、それは専門機関にすぐということで、基本的には、様々な悩みについて誰も相談する人がいないとか、そういった方々に対して少しでもいろいろなコミュニケーションを図っていくという活動でございます。

この右側にありますように、「学習機会の効果的な提供」ということで、これは厚生労働省と連携しながらですが、就学時健診とか、先ほどは訪問型と言いましたけれども、特に今度は逆に出て行く、いわゆるアウトリーチで、そういったところにお邪魔しながら、様々な資料を配ったりとか、ちょっとした講座をしたりとか、そういった話とか、親子で出て来てもらって何か一緒に行事をするということ、それから、先ほども申しましたように、相談の対応とか、そういったところでございますので、活動には専門性の面では限界はございます。

古賀座長

深刻な事例ではない、もう少し緩やかな対象に対しての支援ということかと思えます。

柿野構成員

文部科学省と環境省に質問させていただきます。

文部科学省の資料の中に、地域学校協働活動推進員という、これからの「チームとしての学校」と地域との連携・協働を進めていくコーディネーター役といたしませんか、そういった役割を担う方の記述がございますけれども、現在、そういった方はどのぐらい配置されているのか。私も自治体に伺ったときに、こういった方がおられる場合には、地域の方々が学校の中に効果的に入っているという事例も見ております。現在、全国的にどのぐらい配置が進んでいるのかということについて、まずは1点目、お尋ねしたいと思います。

文部科学省

推進員とか、コーディネーターという形で名前は付けてもらって、ボランティアの方々を取りまとめるような立場の方という意味では、今年の調査では、2万6000人ほど、2万6613人ということで、これは先月にちょうど公表したのですけれども、いらっしゃいます。その中には、先ほど申し上げた法律上の地域学校協働活動推進員という形で教育委員会から委嘱されている方が5,000人強で、特にそこまで委嘱していないけれども事実上は取りまとめているらっしゃるという方が2万人強という内訳でございます。かなり相当数がいらっしゃるという状況でございます。

柿野構成員

自治体ベースで、どのぐらいの自治体で配置されているかという割合はわかりますか。

文部科学省

今日は配付資料のほうには入っていないのですけれども、全国都道府県レベルあるいは市町村レベルでも、ホームページでは公表しております。かなり点在してはいます、全国的な広がりとしてはあると思っております。

古賀座長

それは、文科省のホームページ上で検索をすればすぐ出ると考えてよろしいですかね。

文部科学省

はい。

古賀座長

それでは、後で見せていただきましょう。

柿野構成員

環境省さんへの質問です。

ESD活動支援センターの中で、相談対応を実施しているという御報告をいただきました。どういう相談を受けておられるのかという具体例がもし分かれば教えていただきたいと思います。また、ESDという観点からいきますと、消費者教育とも非常に近く、最近、いろいろな取組がございますけれども、消費者庁との連携などの具体的事例がありましたら教えていただきたいと思います。

環境省

まず、相談対応のほうですけれども、多いのは、出前事業のような形とか、体験できる場はどういったところか、それから、モデル事例。ESDと言いましても、環境の課題はすごく広い中でどういったことが自分たちに実際にできるのかという情報交換、情報発信の場としての御相談を多くいただいております。

消費者教育との関連なのですけれども、やりたいと言いながら、どこからというところをまだ手探りしている面はございますけれども、各種イベント等、どちらもイベントで各国民のところに手が届くようにということをやっているとときには、大体御一緒させていただいて、それぞれどんなことをやっていこうかという方向性についてお話しして、皆さん、一緒にやりましょうといったお声がけとか、そういったことは現在はやらせていただいているところでございます。

門馬構成員

文部科学省さんに質問させていただけたらと思うのですが、資料の内容理解の確認だったのですけれども、9ページの「地域と学校の連携・協働体制構築事業」、先ほどの地域学校協働本部に関する質問なのですが、今、宮城県石巻市でもこういった動きは進んでいる状況にありまして、先ほど御説明にあったような形で「学校支援地域コーディネーター」という名前で石巻の場合は配置をされております。私も複数年にわたってコーディネーターをさせていただいたような形もあったのですが、状況をお伺いしたかったのですけれども、この図で示されている地域学校協働本部というものが8,000本部となっているので、恐らくこれは学校単位ではなくて中学校単位であったりとか、そういった校区単位で本部を設置することを想定されているかと思うのですが、そういった理解でよかったですでしょうかというのがまずは1点。

もう一つが、地域学校協働活動推進員に関しては、できれば学校単位で配置されるのが望ましいというお考えでいらっしゃるのかというところを、理解の部分で伺えたらと思いました。

文部科学省

単位につきましては、実情に応じて、小学校単位といたしますか、区単位といたしますか、小学校単位の場合もあれば、例えば、小中一貫校的な形になっているところを中心に、中学校単位で中学校・小学校を一緒に見ていただくという場合も両方入っております。

推進員の委嘱としましては、基本的には教育委員会からの委嘱でございますので、事実上は本部にくつつくという形でございますので、学校ごとであったりとか、少し複数をまとめてということも実態としてはあると思います。

門馬構成員

ありがとうございます。

もう一点、そこに関連して質問なのですが、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールに関しては、恐らく事務局機能は学校が担うような形になることを想定されているのかと思うのですが、地域学校協働本部の場合というのは、社会教育法に基づくとするところの中で、いわゆる教育委員会の生涯学習だったり社会教育部局が事務局機能を担うような形になるのか、そのあたりはどうなっている形でしょうか。

文部科学省

学校運営協議会は、確かに学校に置く会議でございます。事務局としてはそこかと思えます。

本部のほうは、きちりとした何かの会議というよりは、緩やかなネットワーク、人的なつながりだと思っていただければと思いますので、特にいわゆるコーディネーターの方がそれを取りまとめるとか、そういった実態が多いかと思えます。

古賀座長

それでは、大分たくさん御質問が出たと思うのですが、この後の意見交換に進んでいきたいなと思います。

今の議論の御質問の中でも大分出てきたと思うのですが、評価がなかなか難しいテーマですね。つまり、評価行為そのものがきちんとした枠組みに乗りにくい問題が今回のテーマにはあるのかなと思います。ですので、努力目標とか啓発活動といったものはあるのですが、その手前の評価については御質問がたくさんあったかなと思います。御意見はいかがでしょうか。

藤川構成員

皆様、御説明をありがとうございました。

意見を申し上げたいと思います。

地域等との連携におきましては、理念の部分が非常に重要で、理念がまだぼやっとし

ている部分が恐らくあって、そのために目標がはっきりしないところもあるのかなと考えます。

理念なのですが、学校や子供たちと地域などとの互惠関係をもう少し詰めていけたらというのが私の意見です。つまり、今までですと、学校や子供たちのために地域などが力を発揮してほしい、協力してほしいという一方向的な関係がどうも見られてしまう部分がある。そうではないのかもしれませんが、実際に運用していく中では、恐らく互惠関係でないとうまくいかないのので、互惠関係が出て来ると思うのですけれども、理念として余り互惠関係が前面に出ることはないように思います。

今後、広げていくに当たりまして、学校や子供たちは地域にどういう貢献ができるのだろうか。これは、恐らく子供たちが地域課題の解決などのプロジェクトを学習的に取り組むといったことが柱になってきて、子供たちが動くことによって地域が変わっていく。地域が良くなっていく。そういった事例を重ねていくことはできると思うのです。こういった方向で、子供たちは地域のために、地域は子供たちのためにという互惠関係を理念として活動を展開していくということがもう少し検討されていくと、こういったことがゴールになるのだろうか、こういった数値目標が妥当なのかといった議論をしやすいのかなと思います。

いろいろな御意見はあると思いますので、ぜひどういう理念で地域と学校や子供たちとの連携を進めていくかについての御議論をいただきたいと思います。

あと一点だけ、別の点をお願いしたいのですが、国土交通省でバリアフリーについての御説明をありがとうございました。

バリアフリーについてよく聞くことなのですが、設備をつくる時に障害を持つ当事者の方の御意見が十分にいかされずに、例えば、バリアフリー対応のトイレをつくったなどというときに、後で当事者の方が使ってみると、トイレ自体はよくできているのだけれども、トイレの前に段差があるとか、あるいは、トイレの中の手すりみたいなものが邪魔で車椅子が入れないとか、そういったことが結構あると当事者の方から私は伺うことがございます。

実際に千葉市などで聞いてみても、当事者の方が助言をして設備をつくるという機会がまだ少ないようございまして、これはぜひ当事者の方の声をしっかりと受け止めて設備をつくっていくということを進めていただきたいですし、場合によっては、特別支援学校との連携をして、子供たちがそういった設備をつくることに協力するということがあると、先ほどの互惠関係にもつながるのではないかと思います。

また、トイレなどをつくる时候にも、障害も多様ですし、LGBTなどの方は、個室があるトイレは使いやすいわけですがけれども、障害者用トイレとなっていると使いにくいので、意味もなく男女共用の個室トイレがあるとか、そういうほうが使いやすいという話も聞きます。いろいろな立場の方が使いやすい設備をつくるという発想でバリアフリー化を進めていただけるとありがたいので、このあたりはぜひ検討されていると思います

が、意見としてより当事者の立場に寄り添った検討をいただきたいということをお願い申し上げます。

山本構成員

コミュニティ・スクールと、放課後児童クラブについて、2つ申し上げます。

まず、コミュニティ・スクールについて、5ページの資料をご参照いただきながら少し聞いていただければと思います。

地域と学校をつなぐことは、子どもたちの健全な育成にとって本当に必要で大事なことだという認識は、学校現場も地域でも持っていると思っていますが、このコミュニティ・スクールをつくりましょう、学校運営協議会制度を導入しましょうという取り組みが、現場の要請ではない中でできていることに対して懸念します。

例えば、資料5ページに記載のある、教職員の任用に関する意見を言えるというシステムでは、現場に対してどのような評価をするのか疑問なところがあったり、構成委員の中に学校のことをよく知らない方が参加されているような場合があったり、協議会を開くための事務的な負担を学校現場が負っているという声も聞いています。

また、子どもたちの現状を話し合う中で、子どもの個人情報の取り扱いという問題が発生します。地域のことをよく知っていればいるほど、あそこの家の子はこういう子なんだねといった話になっていくことも現場感覚では懸念をしています。このような点も踏まえ、どう評価していくか、誰の評価にするかが重要です。学校にコミュニティ・スクールを作ってどうでしたかというアンケートを取れば、みんなは良かったですと答えると思いますし、協議会の人も良かった点を報告すると思います。実際に良い取り組みをしているところもたくさんありますが、客観的にどのように捉えて評価していくかが非常に難しいと考えられます。

それから、放課後児童クラブについて先ほど御説明がありました。その運営基準について、参酌すべきということになり、支援員が必ずしも2人でなくてもいいとなっています。私は子ども・子育て会議の委員もさせていただいていますが、子ども・子育て会議の中でも、保育の質の向上、子どもたちの安全・安心を守るためには参酌ではいけないという話が大方だったと記憶しています。自治体からの強い要請ということもあり、現状があるわけですが、今後どのような影響が出てくるのか後追いや検証というものがが必要です。この点も評価の中に入れていただくようお願いします。

門田構成員

私も、どのような学校環境をつくっていくのかという大きな理念があって、例えば、いじめ、いわゆる不登校等、そういうことのない安心・安全な学校、最近よく言いますようにセーフスクールというのでしょうか。

そのための目標として、例えば、学校では、「チームとしての学校」とか、コミュニ

ティ・スクールとか、または地域学校協働活動をします。一方で、家庭においては、家庭教育支援をすとか、いろいろなアプローチをします。子供については、体験活動をしたり、いわゆる学習支援をしたりという形で、それぞれの目標に向かって、このようなメニューですね。確かに不登校やいじめの直接的なアプローチもあるかと思いますが、これらのバックボーンとなる学校、家庭ですね。間接的な取組を通して、いわゆるその指標として結果的に不登校とかいじめが減ってくるような、安心・安全な学校が展開されていくという大きな視点の中での指標の取り方もあるのかなというのが個人的な意見になります。

久保田構成員

藤川構成員が先ほど互惠関係というお話をされていましたが、現状はできたとしても、先生個人と地域、先生個人と団体、現状はその中での互惠関係しかできていないのかと思っております。現場では課外の活動に熱心な先生もいるのですが、公立の先生は数年たつと異動になって代わって行ってしまいます。そうすると、結局開かれた学校とはいえ、先生の裁量次第で開かれたか開かれなかが決まってしまうのかと感じています。そういう意味では、学校として、開かれた学校の姿勢を見せていくことが大事なのかと思いました。

古賀座長

学校側の姿勢の問題もあるかと思いますが、ほか、いかがでしょうか。

門馬構成員

先ほど御質問させていただいた地域と学校の連携に関して、活動推進員をどのように発掘するのかというのは、各学校、各地域で非常に頭を悩ませているのではないかと思います。活動推進員、学校評議員、PTA役員が全て同じ人みたいな状況、PTA役員が持ち回りで兼務をしていくみたいな状況が、特に地方でもどうしても生まれてくるのではないかと思います。

施策自体を責めているわけでは決してなく、必要であり、取り組む必要はあると思いますが、ただ、担える人がいないという実情がある中で、そこをどのように乗り越えていくのかというのは、今後の施策展開の中で、大きい壁になるのではないかと思います。

地域学校協働本部の緩やかなネットワークという点があったと思うのですが、まさに個で担えないところをネットワークで担っていくという発想を元に、検討されているのではと推察します。推進員自体を推進員という形で個人が担うものになるのか、あるいは推進員機能自体をある種の団体、集団、グループに対して委嘱をしていくみたいな枠組みもあり得るのか。そういった発想がもしかしたら必要になってくるのではな

いかということがまず1点です。

もう1点が、先ほどの地域と学校の互惠関係の話もそうなのですが、単発のこの事業だけで評価をしていくのはなかなか難しいのかと非常に思っています。といたすのも、文部科学省さんが描く、地域学校協働本部を中心とすればこういう形にはなるのですが、例えば厚生労働省さんが示された地域共生社会を中心とすれば、地域の課題に対してアクションを起こせる人が地域の中にどれくらい増えていくのか、その中で見守りがどう進んでいくのか、地域全体がどう変わっていくのかということ省庁として、求めていくということだと思っております。であれば、そういった複数の事業、省庁間を横断したとしても、一体としての評価の形をとっていかないと何となく難しい部分があるといえますか、もったいないなというところは感じたところでありました。

山縣座長代理

冒頭、文科省に質問したことも含め、今、藤川構成員あるいは門馬構成員が言われたことはみんな重なっているのですが、生活に関連する部分の環境との関係が非常に重要になっていると思います。そうしたときに、このテーマに限らず地方と都市部を同じような評価基準、視点で見ているのかどうか。では、どうすればいいのかという、よく分からないのですが、どうも違うぞということをはっきり言っています。地方でいろいろな施策を打たれても、全部実現するのはまず不可能に近いですね。どう組み合わせるかとか、類似目的の他施策をどう工夫して使うか、最終的なゴールは一緒なのだけでも、施策的に見るとそこは評価がゼロになってしまう。この辺をどうすればいいのだろうか。

例えば学校ということについても、地方では学校はマイナスの存在ではないのです。子供がいなければ地域行事はほとんど成立しなくなっている。一方、都市部はごめんなさいですが、必ずしも良い存在ではなくなっている。その基本の見方が全く違う状況下でどう施策を推進していくのか。ここのあたりは評価が非常に重要な時代だとは分かりつつも、一律の基準、視点で見っていくと誤解をされてしまうのではないかというのが私の懸念です。

相原構成員

いみじくも似た見解になるかと思えます。私はこういう細かい各施策については全く不案内だったので、ここで参加させていただいて、厚労省、文科省を始めとして、かなりいろいろな施策を実施されて尽力されているなということを学ばせていただいております。ただ、一方で、余りにもいろいろな施策があり、しかも、日本は本当に東京とか大阪という都市部と、私の出身は四国なのですが、本当に人口が少ないところのございまして、私の妹一家などは家や学校の環境は全く状況が違うのです。

そういうところを見たときに、先ほどの言葉として持続可能かつ効果的な施策は各地

域によって大分違うのかと。人材も大分違うでしょうから、そういう意味で、全国で何件というよりは、ここの地域によって非常に効果的で良い施策はどのような観点なのかというところをメリハリつけるのが良いと思います。最終的な目標は子供たちが安心して健やかに健全に養育されるという目的だと思われまので、評価の仕方も、こちらの目も少し距離を置いてきちんと見ることも必要かと思っ、今日のお話を伺ってありました。

古賀座長

今、ずっと出てきている学校環境をつくるということと地域環境をつくるということが表裏になっていて、かつ、家庭への援助もこの間に挟まるような形で動いている実態があるかと思っ。ですから、この「3すくみ」(3者関係)といっますか、これを全体総体として理解し評価する、これは非常に重要な課題であって、その上で施策の問題を考えることになると思っ。

文部科学省

今、先生方からいろいろいただきまして、全てについてお答えするには時間がないと思っのですけれども、冒頭の藤川構成員からの御指摘、まさにそのとおりだと思っしております、従来「学校支援地域本部」という形で「支援」という言葉を使っていたのですけれども、平成29年の法改正で「協働」ということを打ち出しまして、地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校という概念と、学校を核とした地域づくり、これを一体的に進めようということ、今、やっているところでございっ。

ですから、それによって子供たちにとっても今度の学習指導要領で求めているような能力は学校の中で閉じていてはできないので、これは地域の多様な方々と議論をしたり、体験をしながらやっっていくということになりまっし、地域の方々にとっても、学校は地域の核です、中心として発展していただきたいと。

確かに評価としては、今のところは件数ということをやっっておりますけれども、好事例などをどんどん発掘しながら、いろいろなアンケートを取っても、地域の方々の生きがいになったとか、地域が活性化したとか、そういったことは非常に多くございっ。

例えばいろいろな人事のことなどについても、やっついて良い事例とか、どこまで意見を言えるかというのは教育委員会の規則で定めることもできております。例えばうちの学校は音楽が盛んなのだけれども、今の音楽の先生は相当長いけれども、もし異動されるのだったら、次もそういう音楽の指導ができる先生をくださいとか、そのような前向きな御意見をいただいている事例はいっぱいありまっ。そういったものも含めて実情に応じて運用していただくということだと思っのですけれども、全国的に良い事例をどんどんやりながら、不安を払拭していくことが大事かと思っしております。

奥山構成員

今のことにに関して、できればではなくて絶対にやってほしいこととして、子供の意見がどのくらい反映されているかが一番重要なのではないかと。地域の大人と学校が満足したところで子供が満足していなければ困るので、子供の意見。それから、こういう計画を策定するときどのくらい子供の意見が入っているか、そこも非常に重要だと思いますので、その両方をきちんと入れていただきたいと思います。

古賀座長

先ほどからずっと出ている「当事者性」ということですね。これは時代の流れの中で、評価の中にあってもそこを検討していくということが非常に重要かと思います。

今、お聞きしていても思いましたけれども、何か学校、地域との連携についての実態をもう少し我々は理解していく作業が要るのではないかと。つまり、今はいろいろな施策の問題が先に走っていますが、既に連携していたり、協働している事実があるのではないかと。これは白書にもいろいろ出ていますけれども、そういう優秀事例だけではなく様々な形の関係はあるわけですので、それをきちんと我々が正確に把握した上で、今のいろいろなお話に出ていた評価の枠組みづくりが進んでいくという作業が要求されていると思いました。

ですので、もちろん理念としての「協働」ということは重要ですが、同時に実態的にどんな協働ができているかを確認した上で、次の協働が求められるのは何かというところへ進んでいく必要があるかと思いついておりました。

では、時間が超過してきておりますので、ここまでで議事の1については区切らせていただいて、引き続き議題2についてやりながら、また御意見をいただきたいと思えます。

子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

上記について、大綱の記載を事務局から説明（資料1）した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり（資料3）

警察庁

資料3をおめくりいただきまして1ページ目、警察庁の取組がまとめられておりますので、そちらで御説明を申し上げます。

まず、大綱策定から現在までの主な取組、（1）でございますけれども、政府全体の動きといたしまして、昨年5月、新潟県で下校中の児童が殺害された事件が起きました。

これを受けまして、政府全体として「登下校防犯プラン」が策定され、文部科学省、警察庁、国土交通省を始め、幾つかの省庁が関係をしておりまして、それぞれの施策を進めることになりました。

そのうち、警察庁では不審者情報等、これまでも警察と学校の間で事案の内容に応じて共有をされていたものでありますけれども、今回、このプランを受けまして、警察署と小学校の間で担当者を決めて直接情報を共有する体制をつくることになったところでもあります。また、登下校時間帯の警戒・パトロールに加えて、あるいは地域の防犯ボランティアさん、事業者の皆様方、保護者の皆様方の御協力を得て、見守り活動が行われています。あるいは「子供110番の家」というものがありまして、子供が被害に遭った場合に助けを求めたり、駆け込んだりした場合に、一時保護をすることをお願いしております。運営主体としては自治体、教育委員会、警察、各地域によって呼び名も様々でありますけれども、こういうものに対する支援も行っております。

また、「安全・安心まちづくり推進要綱」というものがありまして、これは平成12年に当初作成されたものを繰り返し改正して今に至るわけなのですけれども、これに基づきまして、公共施設あるいは道路、共同住宅といったものを、防犯に配慮したものにしていくなかで進めております。この一環としまして、一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発・普及も推進しています。

また、今年の5月に発生しました川崎市での児童等殺傷事件を受けまして、小学校に加えて新たに中学校についても不審者情報等を共有する体制をつくったところでもあります。

自己評価につきましては、警察署と管内の小学校において、登下校防犯プランに基づく連絡担当者の共有というものはほぼ全ての小学校と警察署でできている状況までできております。

それから、学校と連携いたしまして、子供に危険を予測・回避する能力を身に付けさせるような実践的な防犯教育の実施、あるいは防犯ボランティアの皆様に対する見守り体制の確認・指導といったことも各現場で行われております。

また、一番下の防犯建物部品というものでございますが、これは平成14年に、官民の合同会議ができております。防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議というものがありまして、国土交通省と警察庁で事務局をしているということでございます。それに基づいて民間の皆様方に防犯建物部品の開発・普及を促進していただいているといった状況であります。

最後に、現在の課題と今後の方向性でありますけれども、登下校時の子供の安全確保、これは繰り返し、引き続き関係団体・関係機関と協力をして、さらなる取組を進めていくことが大事であります。加えまして、安全・安心まちづくり推進要綱、これは主にハード面の設備・整備の部分が中心の内容になっておりますけれども、これなどを基にして、各県では安全・安心まちづくり条例といったものができておりまして、これはソフ

トも中身に含まれております。こういうものを通じまして、関係機関、団体等と一緒に安全で安心なまちづくりを現場で進めていくということをしていきたいと思っております。

文部科学省

お手元の資料で7ページになります。まず、大綱策定から現在までの主な取組の(1)のところにありますけれども、1つ目の といたしまして、先ほどの警察庁からの話と重複いたしますけれども、登下校防犯プランを受けまして、警察や教育委員会、学校、自治体等が集まり登下校の安全対策を検討する「地域の連携の場」の構築を現在も推進しているところをごさしまして、地域ぐるみで子供たちを見守る体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の 、学校や教育委員会等になりますけれども「学校の危機管理マニュアル作成の手引」、危機管理マニュアルは法律で策定が義務付けられているものでございますが、そちらのマニュアル作成の手引ということで、例えば通学路の安全点検のマニュアルの作成、不審者侵入への対応、緊急事態への対応といったもののマニュアルの作成の手引を平成30年2月に出しているものでございます。また、学校安全資料ということで「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」というものでございますけれども、例えばこちらは学校行事と関連づけてそういった防犯の指導をやっていくとか、保護者や地域と連携して安全マップをつくっていくといったこと、それから、年間の指導計画の策定のモデルなどもお示しし、それを配布することによって、学校における安全教育の充実と適切な安全管理を図っていくということを進めているところでございます。

3つ目の になりますけれども、今年の5月に発生いたしました川崎市の事件を受けまして、現在子供たちがとどまる箇所といたしますか、子供たちが危険と思われる箇所についての点検を実施しているところをごさしまして、現在集約中でございます。

(2)取組の進捗に係る自己評価ということでございまして、登下校防犯プランに基づく緊急合同点検を通じまして、危険箇所を抽出して対策をとることとした学校は89.2%でございます。「地域の連携の場」を構築した自治体は49.6%、今後設置する自治体は18.8%、検討中の自治体は31.6%ということで、これは昨年12月時点のものでございますので、現在はもう少し進捗しているのではないかと思います。

また、2つ目の になりますけれども、危機管理マニュアルの作成の手引におきましては、事前の危機管理として教育委員会の役割として施設設備等の整備充実等に努めるとされておりますけれども、防犯カメラの設置状況でございますが、これは学校に調査して悉皆調査で行わせていただいているところでございますが、平成25年は41.5%、平成27年度は47.7%と6.2%増加ということで、平成30年度は現在集計中でございます。

このほか、例えば自動販売機のメーカーさんとタイアップして自動販売機に防犯カメラを設置するといった動きや、また、ICタグといった子供たちがこの地点を通過したと

ということがメールでお知らせされるようなものの動向などもありますけれども、そういった危機管理、保護者へのお知らせといったものの対応も現在は取られてきているところでございます。

また、3つ目の になりますけれども、川崎事件を受けた「登下校時の児童生徒の集合場所等の点検」につきましては、現在実施中でございます。

(3)現在の課題と今後の方向性ということでございますけれども、子供の安全を確保するための地域の見守りの核となるスクールガード・リーダーの増員に向けて予算要求を行っているところでございまして、現在は約1,700人のスクールガード・リーダー、警察官OBの方々、教職員OBの方々が専門的知見をいかして見守り体制の指導者となっていただいているところでございますが、これを1,700人から4,000人に拡充すべく、現在予算要求を行っているところでございます。

また、4,000人の予算が認められたとしても、実際になっていただく方も確保しなければなりませんので、警察職員OBの団体であります全国警友会の方々と連携するなどして、見守り活動における警察官OBの活用を推進していきたいと思っております。

国土交通省

資料の最後の17ページを説明させていただきたいと思えます。

まず、安全に配慮したまちづくりについてでございますが、昨年、平成30年7月に各地方整備局等に「防犯まちづくりに関する相談窓口」を設置し、翌8月には「安全で安心なまちづくりのパンフレット」を見直し、パンフレットに相談窓口の連絡先等を盛り込み、地方公共団体への周知を行わせていただきました。

登下校防犯プランに基づき、地方公共団体等からの参加要請を受け、「地域の連携の場」に参加しております。各地方整備局等の参加実績としまして、102市町村の「地域の連携の場」に参加しました。また、通学路の防犯の観点により実施されました緊急合同点検では、小学校555校から参加要請があり、各地方整備局等の職員が参加しております。

引き続き、関係省庁、地方公共団体等と連携し、安全に配慮したまちづくりを推進させていただきたいと思っております。

もう一つ、自然災害への対応についてでございます。ハード対策としまして、砂防えん堤等の施設整備等の実施、またはソフト対策としまして、ハザードマップの作成による危険な区域の明示など、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進しております。

要配慮者利用施設、防災拠点が立地する地域等に係る土石流危険渓流等に土砂災害対策を実施しております。平成30年度末の進捗率は約40%となっております。これについても引き続きハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進させていただきたいと思っております。

2) 意見交換

清永構成員

文科省さんにお伺いしたいのですけれども、2つございます。「地域の連携の場」を構築した自治体は49.6%という御発表がありました。この「地域の連携の場」を構築という具体的な内容を教えていただきたいということが一つ。

それから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」をつくっていらっしゃいますが、今、学校内への侵入は学校の責任ということがありますが、通学路の安全に関しては、学校ではなく主に地域や家庭が担うというふうになったと私は認識しているのですけれども、こういった危機管理マニュアルといったものを地域などと共有しているのか。この2点を教えてください。

文部科学省

最初の「地域の連携の場」でございます。昨年の新潟市で起きました事件を受けまして、子供が一人になってしまう空白地帯というものをなくしていくということを考えた場合に、地域から目を向けてもらうということ、それから、人とのつながり、PTAや自治体の部局、警察、教育委員会、行政、そういった方々との連携を図ることが極めて大事だろうと思っております。

その中で、例えば警察庁でいいますと、学校警察連絡協議会、学警連といった学校の校長先生や警察の職員の方々、生活安全課長さんといった方々との連携を図るなどの学校との連携。あとは、地域の方々とのつながりということで、PTAや保護者会、自治会、区長会といった方々との連携を図ることが徐々に進められてきているところでございまして、こうやって地域全体で見守っていく体制をしっかりとこれから構築していくことが大変重要だと思っておりますので、ここの定着を図っていきたいと思っております。

ただし、一方で、人口の減少、子供の少子化などでだんだん過疎が進んでいくと、その目が途絶えてしまうといえますが、少し心配な部分がありますので、それだからこそ一層地域との連携が大事になってくるのだろうと受け止めております。ここは頑張っていきたいと思っております。

危機管理マニュアルの作成でございますけれども、教職員の働き方改革を受けまして、諸外国では校門を出たら学校の管理はないといった国が多いと伺っております。その中で、登下校の見守り自体は学校の責任なのかというところが非常に難しいところがあります。厳密に法律的な縛りはないわけですが、それをもう一切学校外に手放してしまうことはなかなか一足飛びにはできないと思っております。そこは徐々に地域の力を得ながら、学校と地域が連携し、子供たちを見守る体制、やがては子供たちが自分たちで自分の身を守れるような教育も同時に行っていくことによって、子供たちが犯罪に巻き込まれる確率を低下させていきたいと思っております。

奥山構成員

文科省さんにお伺いしたいのですけれども、今もおっしゃいました「生きる力」というものを改訂されたというのがあるのですが、その「生きる力」というものが私も不案内で中がよく分からないのですけれども、どのように先生方が実体験として教えたらいいかみたいなのところかなり含まれているものなののでしょうか。だとすると、先生方の教え方のトレーニングみたいなものをどのようにやっておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

文部科学省

「生きる力」は実際にこちらのものをごさいますて、これが第3編というのですか、実は木の数に応じて最初は1本だったのですが、2本と、そして第3版ということでだんだんリニューアルされているところをごさいます。これが今年の3月に出たものをごさいます。

その内容といたしましては、一つは学校側が行う子供の安全を守るための管理という視点、それから、防災は交通安全も含まれているものなのですけれども、例えば子供たちが自ら自分で守れる能力を身に付けていくような教育の在り方というものもこちらには含まれているところをごさいますて、安全管理については、例えばこういったところに留意してくださいといった留意点、学校の指導におきましては、年間の授業計画の中で子供たちが自分で身を守るためにはこういった実体験的な訓練をすることや、防災に関する知識という各教科横断的に知識を得ることによって、それを実際の行動に役立てていけるようにというものなどが盛り込まれているということをごさいます。これは授業の一つのひな形をごさいますけれども、例えばこれをもっと各地元の実情に応じて工夫を凝らしていけるような仕掛けも含めながら、事例を示させていただいているものをごさいます。

山縣座長代理

文科省さんの16ページの調査結果なのですが、私の実感と合わない部分がありまして、どういう意味なのか教えてほしいのですけれども、真ん中の表ですが、「合同点検を実施する必要がない」、すなわち学校単独でできますよというニュアンスですね。これが3割もあるというのは、なぜ複数機関の必要がないと断定されたのか、そんな地域はあるのだろうかと非常に不思議だったのですが、この数字はどう読めばいいのですか。

文部科学省

私もつまびらかに分らないのですけれども、例えば一緒に集団で登下校することによって子供を一人にすることをなくしていくということによってのものであったり、

あとは最近少子化に伴って学校が統合してスクールバスで子供たちの送り迎えをすることでなどになると、危険箇所というものが出てこない可能性もございます。そういったものが含まれてだったり、あとは地域の見守り体制があるということから、合同点検を実施する必要がないと判断されているものなどが含まれているのかと思います。

山縣座長代理

川崎事件などは、スクールバスがむしろ子供がたくさんいることの危険性ということですね。その辺の調査で回答された方々の危険感覚がひょっとしたらずれているのではないかと正直思いました。

清永構成員

地域の目がとても大事ということは私も非常に重要と nghĩ 思っています、10月に私は新潟県と長野県の県民大会で講師をさせていただいたのですけれども、そのときに参加された防犯協会、スクールサポーター、地域住民、警察官にアンケートを取らせていただきました。そのときに質問項目の中で、子供が犯罪に遭遇している場面をこの1年間で目撃したことがありますかという質問項目を立てました。それに対して、新潟県ではこの1年間で10%の方が目撃した、長野では17.3%が実際に犯罪に遭遇している場面を目撃したと答えています。つまり、この方たちが目撃しなければもっとひどい被害に遭っていたかもしれない。阻止できているという地域の力の大切さを感じました。

その事件になる前の前兆事案を見たかといったことも聞いたのですけれども、それに関しては新潟では84.5%、長野では69.8%の方がヒヤリ・ハットに遭遇したと答えています。つまり、一つ言えることは、子供の安全を脅かす前兆現象が多発状況にあるということが言える。もう一つは、こういう地域の目が非常に大事ということが分かりました。

一方で、若い人が参加しないということが両方の県で48%ぐらい答えていらっしゃる。自分のところの安全を守るのは大切だし、十分その重要性は分かっているという人が57%います。でも、続けていくのは非常に辛いという言葉もいただいています。つまり、どこでも言えることですが、重要性は認識しているし、確かにこの目が効いている、しかし、若い人をどう次に続けていけばいいか分からないというところで、文科省の方々と警察庁は次の世代をどう引き込もうとしているのか、そのような努力を今どのようにされているのかを伺いたいのですけれども、よろしいですか。

文部科学省

例えば学校が抱えている問題としては、学力、生徒指導面、いろいろな種々の問題を抱えていると思います。その中で、学校安全は当然すごくプライオリティーが高いはずではあるのですが、もともと安全だろうという勝手な正常性バイアスというのですか、

そういうものがあって、意外と重要性はみんな認識していても水や空気のように当たり前にあるものだと思っていて、実際の取組が弱い気がします。

例えば、学校の組織の中で教務主任や学年主任といった方はそれなりのベテランの方がついておりますが、安全担当の教員と申しますと、都市部では2年目や3年目の先生が入っていたりということで、比較的安全のプライオリティーは高いものの、実際にそれを担当している方は若手であったり、知見や経験が余りない方がいらっしゃるというところに一つ弱点があると思います。

その中では、安全教育に関する質を上げていくためには、私どもでできるとしたら資料を作成するとか、あとは質の向上を高めるための研修とか、そういったことで安全に関する位置付けをしっかりと各学校で重く受け止めてもらわないといけないということが考えられますので、その辺の徹底を図っていききたいということで、できることからやっていききたいと思っております。

警察庁

警察庁から今のことでお答えしますと、まずは事業者の方々の一つあるかと思っております。青色防犯パトロールの車、車の上に青い回転灯をつけて走っている車などがありますけれども、ああいうものも今、運転されている方が高齢化しているということもあります。いろいろ聞いておりますと、地域によっては企業さんに今日は1時間人を出してよとお願いし、地元の建設会社の若い人が、車に乗って1時間回ってくると地域に感謝されるという話もあったり、あるいは、愛知県のほうですと、マンションの管理人さんが子供の下校の時間帯に表に出てごみの整理をしたり、草木のせん定をしたり、ごみを拾ったりということをやっているところもあって、そういう地域の力は住民の方々だけではなくて、事業者の皆さんもいらっしゃるということで、そういう力を少し生かしていければいいかということです。

もう一つは、いつも清永構成員が「瞬間ボランティア」と呼んでいるもので、ボランティアといっても毎日同じ時間に立っているということだけではなくて、みんなその地域の子供たちなりに目をやるといったことで、地域全体のつながりも良くなっていきますので、なるべく参加しやすい形というのもありますけれども、常に地域に気を配る関係をつくっていくことも大事かと思っております、その中で警察官としてできることを進めていきたいと思っております。

あとは、先ほどもお話がありました「地域の連携の場」に関してです。小学校区の単位は地域にとって一番自分たちが身近に感じる場でもあり、今はいろいろな学習ボランティアの方々やいろいろな地域の方々が学校のお手伝いに入っているというふうになってきております。そこで、今後はこの「地域の連携の場」に学校が中心となって地域の方々を呼び込んで、警察も一緒に活動すると、皆さん、いろいろと親しみを持っていただけたり、誇りを持ってやっていただけるといってもありますので、なるべくそうい

ったところに出向いて行って、地域の皆さんと一緒に活動するという流れをつくっていただければいいかなと思っています。

清永構成員

安全教育の向上というところは大賛成なのですが、今までのとおり予測と回避だけでいいのかというところに私はずっと疑問を持っています。予測・回避だけではなく、被害に遭ってしまった後、例えば今回の大阪の女の子の事件のように交番に駆け込む、といったような、危機を乗り越えて解決するといった力もつけていかないと、実際に犯罪に直面したときに乗り越えられないということがあります。ぜひそのあたりもふまえ、科学的知見に基づいた幼少期からの体系的なカリキュラムをつくっていただけるといいなと思います。

もう一つ、地域ぐるみで行う子どもの安全対策についてですが、地域の意識を高めつつ、またアンケートで出てきたように、高まっているけれども、より効果のある活動方法を知りたい、もしできるならば安全教育にも参加したいといった地域の声があります。なので、先生方が非常に忙しい中、地域に安全対策や防犯教育のアウトソーシングができるような仕組みをつくとよいのではと思っています。そのためには、例えば「防犯モデル道路」というものが1982年に愛知でつくられたのですが、この500メートルの間だけは子供を絶対に被害に遭わせない、子供がどこでも駆け込んでいいというような仕組みを作ることにも有効かと思っています。途中で防犯灯ですとか、いろいろなものをつけて、ブーッと鳴らしたら住民全員が出てくるみたいな仕組みをつくって大変効果があったのです。そういう防犯モデル道路の中で子供たちも頑張る、住民も頑張る、物理的環境も整えていく。そのためには道路計画、公園・緑地計画とか、いろいろなまちづくり、都市整備の部分も含めてみんなで一緒にスクラムを組まなければならない仕組みなのです。そういう本気になってまちを安全にするということを、縦割りではなく横の連携を行政側もしていかないといけないのではないかと思います。

柿野構成員

少し話がずれるかもしれませんが、この議論の場合、子供は常に見守られる存在になっていて、子供はもちろん見守られるべきだと思うのですが、地域で子供が見守りの主体となって自分も参画する場面が出てくると、前半の議論ともつながるので、地域からただ見守られるだけではなくて、子供もそこに参画する仕組みが重要なのではないかと思います。

その事例として、今、私たちが滋賀県の近江八幡市でやっているケースを少し紹介させていただきます。全国的な傾向ですが、高齢者の消費者被害が深刻化しているのでそれをなくしたい、という地域課題があります。それに対して、今までは民生委員さんが見守りの主体になっていたのですが、民生委員さんもしろいろな仕事があり、高齢化も

して大変だと。これまでと違う人たちと一緒に見守りができないか、という議論から、この取り組みは生まれました。民生委員の他に、先ほどの学校と地域をつなげる地域学校協働活動推進員さんとか、警察の方、社協の方、消費生活センターの方が寸劇のグループをつくって学校に出向き、子供たちに見守りの主体になってもらえるような「SDGsこども見守り隊」というものに任命をして、子供が書いたメッセージカードをひとり暮らし高齢者のところに地域の民生委員さん、福祉協力員さんが持っていく、という枠組みになっています。

このような取り組みを通じて、子供たちは、普段は見守られるという存在ですが、地域の中で自分たちも高齢者を見守ろうという主体的な役割を果たそうとする動きにもなります。今まで高齢者の消費者被害をなくそうという地域課題に対して個別に活動してきた方々が、子供と一緒に活動できることでとても楽しい、やりがいが増したということで、お互いに相乗効果となって、地域が活性化しているように感じます。

このように見守られる側だけでなく、見守る側という視点も一方で持つことによって、子供の犯罪被害を防止することにも役立つのではないかと感じました。

相原構成員

私は自分の職業柄「犯罪白書」などを見ていまして、いわゆる刑法犯自体は減少しているという認識ではありました。ただ、一方で、今日もありましたマスコミ等でも報道された心痛める事案があったということも承知しておりまして、それに対する配慮等で文科省、警察庁がこういう施策等の充実をしているというのも理解できました。

ただ、最初に申し上げた少し減っている方向での統計を見ていたのですけれども、先ほど清永構成員のお話がありましたように、いわゆる暗数といいますが、実態は結構重いところがあることが表面化していないというのもあるのかと、今、お話を伺って感じたところもあります。

これは自分の仕事柄の相談なのですけれども、学校内でのいじめみたいな問題で、それは犯罪でしょう、いじめを超えているのではないのかという事案等々も特段件数化されていないような状況かと思いました。

今日のテーマは社会環境の整備ということなので、いろいろなまちづくりのシステム、文科省さんなどの御配慮、施策も教えていただいたわけなのですけれども、私はもし暗数などの問題がかなり懸念されるのであれば、それがちゃんと相談できたり、ある程度本人の心のケアができるような、発覚してそれを解決できるような仕組みづくりというのも社会環境づくりの中の一環として、これまでもここで議論されてきたのかとも思いますが、さらにその整理も必要ではないかと、先ほど清永構成員のお話を伺って感じた次第です。

古賀座長

この安心・安全の問題は、今日リスク社会と言われていいますので、非常に切実だから、逆にある意味では手が打てる場所はすでにやられている気も、聞きながらいたします。つまり、前の議論のときはテーマや課題が明瞭ではないところがあって、このような安心安全における対応策が今の議論のような方向で深まることがなかなか難しかったと思います。ですから、安心・安全は誰もが共有し、必要とする大きな目標ですから、このような議論になってくると、評価すべき事柄がかなりはっきり出てくるのだとお聞きしながら思いました。

私は割と犯罪の問題にも関わる研究をするものですから、今日お聞きしていて思いましたけれども、「克服」というお話もありましたけれども、いろいろな問題が、実は被害者ばかりでなく、加害者が若者であるという非常に嫌な状態になってきている。（さまざまな事件で、）被害者が子供たちで加害者が若者という構図が多くなってしまっています。つまり、両方が施策の対象者なわけですね。ですから、ただ被害を守るだけではなくて、今のように様々な社会参加の一つのテーマとしてこれを考えていくという作業がないと、その後の子供たちの成長によって（犯罪が）抑制されるものがないと困るのではないかとお聞きしながら思いました。

長くなりましたが、先ほどの議事の1のところでも、家庭教育の補完の問題と、地域・家庭との連携促進の組織づくりの問題と、体験活動等の推進に関わる問題と、3点ほど大きな柱があって、ここでどんなプライオリティーの高い項目を挙げるのかが非常に重要な点としてあるような気がするのです。評価していくとなれば、この点に重きをかけてやろうというのがないとまらないのではないかとお聞きしながら思いました。これは私の感想です。

ですので、そういった柱を意識しながら、この後も、評価していくための項目設定と評価基準、これを意識していく作業がどうしても必要になるように思いました。

なので、先ほどお話に出ましたけれども、安心・安全は当たり前だからみんな意識しないとなってしまうのは、この施策上は非常に問題です。逆にそういう認識をつくっていく作業が要求されます。ですから、ここでテーマを明瞭に挙げていくことによって多くの方たちの課題認識を転換していくことも要求されていくのかと思いました。

長くお話しして申し訳ありません。ほかに何か御意見はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

もしなければ、既に延長状態に入っておりますので、ここまでお話を閉じさせていただきたいと思います。

いろいろな重要な点がございました。ただ、非常に長時間にわたってしまいました、私も最初に事前にもう少し時間が短く終わるかと思っておりました。しかし、大事な点が非常に出てまいりまして、今後につながる場所があるかと思いました。本当にお疲れさまでございました。

事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

谷口調査官

次回会合でございますが、次回は明年1月10日金曜日10時からとなっております。場所は本日と同じこの会議室を予定しております。

議題につきましては、児童虐待防止対策と子供・若者の成長を支える担い手の養成の2つとなります。

本日の議事要旨につきましては、案ができ次第、皆様に送付させていただきますので、御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

古賀座長

どうもありがとうございました。

では、今日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。